

早川町高齢者保健福祉計画
第7期早川町介護保険事業計画

平成30年3月

早 川 町

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け・期間.....	1
3. 計画策定の方法と推進体制.....	2
4. 介護保険制度改正のポイント.....	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来.....	4
1. 高齢者の現状.....	4
2. 将来推計.....	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	8
1. 基本理念.....	8
2. 日常生活圏域の設定.....	8
3. 施策の体系.....	9
第4章 介護予防・健康づくりの推進.....	10
1. 地域包括ケアシステムの推進.....	10
2. 介護予防の推進.....	14
3. 健康づくりの推進.....	17
4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組み.....	17
第5章 生きがいづくり・社会参加の促進.....	18
1. 就労支援の充実.....	18
2. 生涯学習の充実.....	18
3. スポーツ・レクリエーションの充実.....	19
4. 老人クラブ活動の促進.....	19
第6章 高齢者が住みやすいまちづくりの推進.....	20
1. 生活環境の整備.....	20
2. 防犯・防災、交通安全対策の推進.....	20
3. 地域における支えあい・助けあいの推進.....	21
第7章 高齢者支援サービスの充実.....	22
1. 生活支援サービスの充実.....	22
2. 権利擁護・虐待防止に向けた取り組み.....	24
3. 情報提供体制の充実.....	25
4. サービスの質の向上・確保.....	25
第8章 介護保険サービスの推進.....	26
1. 居宅サービスの充実.....	26
2. 施設サービスの充実.....	29
3. 地域密着型サービスの充実.....	30
4. 介護保険給付の適正化.....	32
5. 介護保険料の算出.....	34

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国において高齢化の進行が問題となっています。国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年推計）によれば、団塊の世代が後期高齢者である75歳となる平成37年には高齢化率は30.0%となると見込まれています。要介護認定者の増加や認知症高齢者等、支援が必要な高齢者が増加していくことが予想されます。

高齢化の進行は本町においても例外ではありません。平成29年10月現在、本町の高齢化率は46.92%となり、約2人に1人は65歳以上の高齢者という状況にあります。本町においては、地域で支援が必要な高齢者を支える文化が根付いていますが、これまで地域を支えていた人たちの高齢化も課題となっています。

このような中で、本町では、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし、福祉施策の展開を図ってきました。今後は、この構築した地域包括ケアシステムの更なる推進を図っていく必要があるといえます。

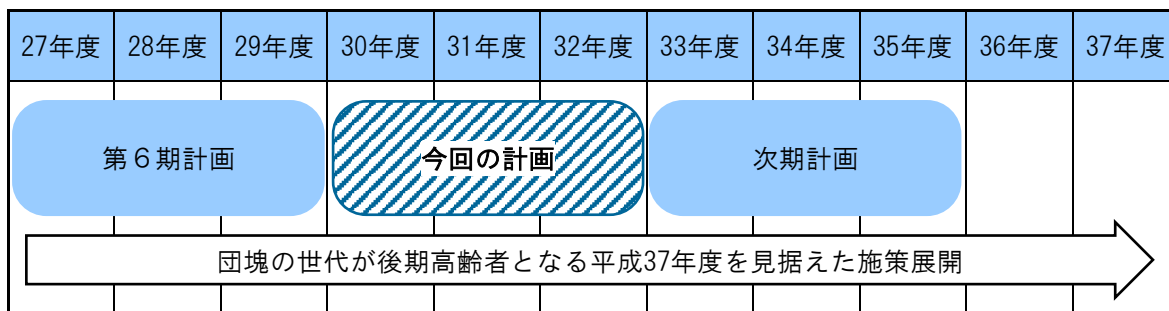
この度、地域包括ケアシステムの推進をはじめとする更なる福祉施策の展開、前回計画における課題や新たな高齢者福祉に関する課題に対応するため、早川町高齢者保健福祉計画・第7期早川町介護保険事業計画を策定しました。

2. 計画の位置付け・期間

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

また、計画は、早川町の関連する福祉計画と整合を持ったものとします。

本計画の期間は平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3か年です。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年度を見据えて施策を展開します。



3. 計画策定の方法と推進体制

この計画の策定にあたっては、被保険者代表、学識経験者、福祉・保健医療機関代表などからなる「早川町高齢者保健福祉計画策定委員会」における審議の結果、平成28年度に施設入所者を除くすべての高齢者を対象にしたアンケート調査を行った結果、これまでの介護保険給付実績や高齢者の実態を踏まえた上で検討しました。

策定後の点検体制としても、これらの組織を推進組織として活用し、施策の進捗状況を検証・改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立して、計画を推進する上での課題分析及び必要な対策を講じるものとします。

また、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ、シルバー人材センター、自治会、食生活改善推進員会、愛育会をはじめとする様々な関係団体・関係機関と連携して計画を推進していきます。

4. 介護保険制度改正のポイント

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

高齢者のサービス利用状況、介護予防への取り組みの結果などのこれまでの実績データ等を有効活用し、効果的な自立支援・重度化防止の取り組みを行う必要があります。

②医療・介護の連携の推進

医療と介護の現場の専門職同士の連携を進めることに加え、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能及び生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設（介護医療院）が創設されました。

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

“我が事・丸ごと”の地域共生社会の実現をめざす概念が示され、地域福祉を進めるととともに、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくする新たな共生型サービスが位置付けられました。

④地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの核となる、地域包括支援センターの機能強化が求められています。市町村による評価が義務化され、評価結果を踏まえた適切な人員配置等を通じて、地域包括支援センターの質の向上を図ることが必要です。

⑤認知症施策の推進

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の基本的な考え方、普及・啓発等の関連施策の総合的な推進を、介護保険計画に位置付けることとされています。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

①高所得層の3割負担化

2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。平成30年8月より施行されます。

②介護納付金への総報酬割の導入

平成29年8月分より、各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）に総報酬割（総報酬に比例した負担）が適用されています。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来

1. 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の状況

高齢者人口の状況をみると、平成29年度の総人口は平成26年度と比べて51人減少し、1,111人となっています。高齢化率は平成26年度以降下降傾向にあり、平成29年度では46.6%となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	1,162人 100.0%	1,122人 100.0%	1,125人 100.0%	1,111人 100.0%
0～14歳 (年少人口)	82人 7.1%	73人 6.5%	86人 7.6%	84人 7.6%
15～64歳 (生産年齢人口)	505人 43.5%	495人 44.1%	502人 44.6%	509人 45.8%
65歳以上 (老年人口)	575人 49.5%	554人 49.4%	537人 47.7%	518人 46.6%

資料：住民基本台帳（各年度9月末現在、平成29年度は8月末現在）

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、65歳以上の高齢者のいる世帯はやや減少傾向にあります。平成29年度で406世帯となっており、6割以上が高齢者のいる世帯となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般世帯数	654世帯	637世帯	636世帯	633世帯
65歳以上の 高齢者のいる世帯	440世帯 67.3%	426世帯 66.9%	415世帯 65.3%	406世帯 64.1%
ひとり暮らし 世帯	241世帯 54.8%	238世帯 55.9%	238世帯 57.3%	241世帯 59.4%
夫婦のみの世帯	112世帯 25.5%	107世帯 25.1%	98世帯 23.6%	86世帯 21.2%
その他の 同居世帯	87世帯 19.8%	81世帯 19.0%	79世帯 19.0%	79世帯 19.5%

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

(3) 高齢者の疾病の状況

高齢者の疾病の状況をみると、65歳以上で最も多いのは「循環器系の疾患」で128件です。次いで、「新生物」が86件、「消化器系の疾患」が69件、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が62件などとなっています。

	総数	65歳以上	65歳以上 割合
感染症及び寄生虫症	30件	26件	86.7%
新生物	89件	86件	96.6%
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1件	1件	100.0%
内分泌、栄養及び代謝疾患	68件	51件	75.0%
精神及び行動の障害	28件	16件	57.1%
神経系の疾患	21件	16件	76.2%
眼及び付属器の疾患	61件	50件	82.0%
耳及び乳様突起の疾患	4件	4件	100.0%
循環器系の疾患	137件	128件	93.4%
呼吸器系の疾患	34件	17件	50.0%
消化器系の疾患	71件	69件	97.2%
皮膚及び皮下組織の疾患	14件	13件	92.9%
筋骨格系及び結合組織の疾患	67件	62件	92.5%
腎尿路生殖器系の疾患	23件	19件	82.6%
妊娠、分娩及び産じょく	0件	0件	-
周産期に発生した病態	0件	0件	-
先天奇形、変形及び染色体異常	0件	0件	-
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で 他に分類されないもの	6件	6件	100.0%
損傷、中毒及びその他の外因の影響	14件	12件	85.7%
特殊目的用コード	0件	0件	-

資料：国保データベース・後期高齢者医療疾病分類統計（平成28年5月現在）

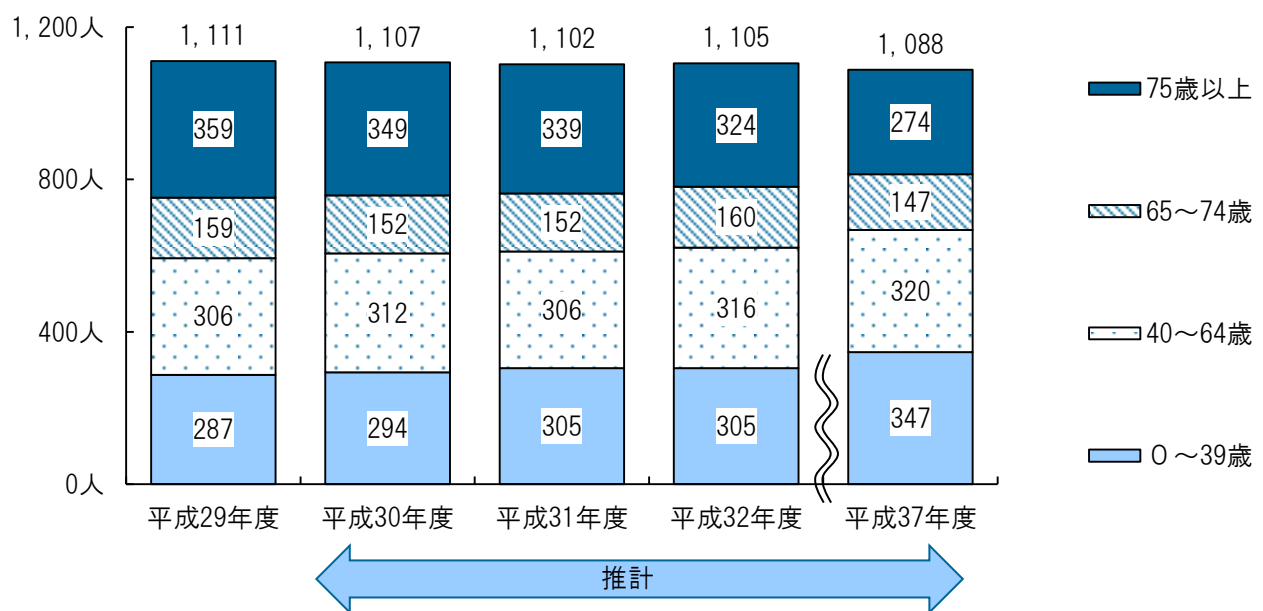
2. 将来推計

(1) 高齢者人口の推計

平成30年度から平成32年度、平成37年度の高齢者等の人口を次のように見込みます。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	1,111人 100.0%	1,107人 100.0%	1,102人 100.0%	1,105人 100.0%	1,088人 100.0%
0～39歳	287人 25.8%	294人 26.6%	305人 27.7%	305人 27.6%	347人 31.9%
40～64歳 (第2号被保険者)	306人 27.5%	312人 28.2%	306人 27.8%	316人 28.6%	320人 29.4%
65歳以上 (第1号被保険者)	518人 46.6%	501人 45.3%	491人 44.6%	484人 43.8%	421人 38.7%
65～74歳 (前期高齢者)	159人 30.7%	152人 30.3%	152人 31.0%	160人 33.1%	147人 34.9%
75歳以上 (後期高齢者)	359人 69.3%	349人 69.7%	339人 69.0%	324人 66.9%	274人 65.1%

資料：コーホート変化率法による推計（平成29年度は住民基本台帳）

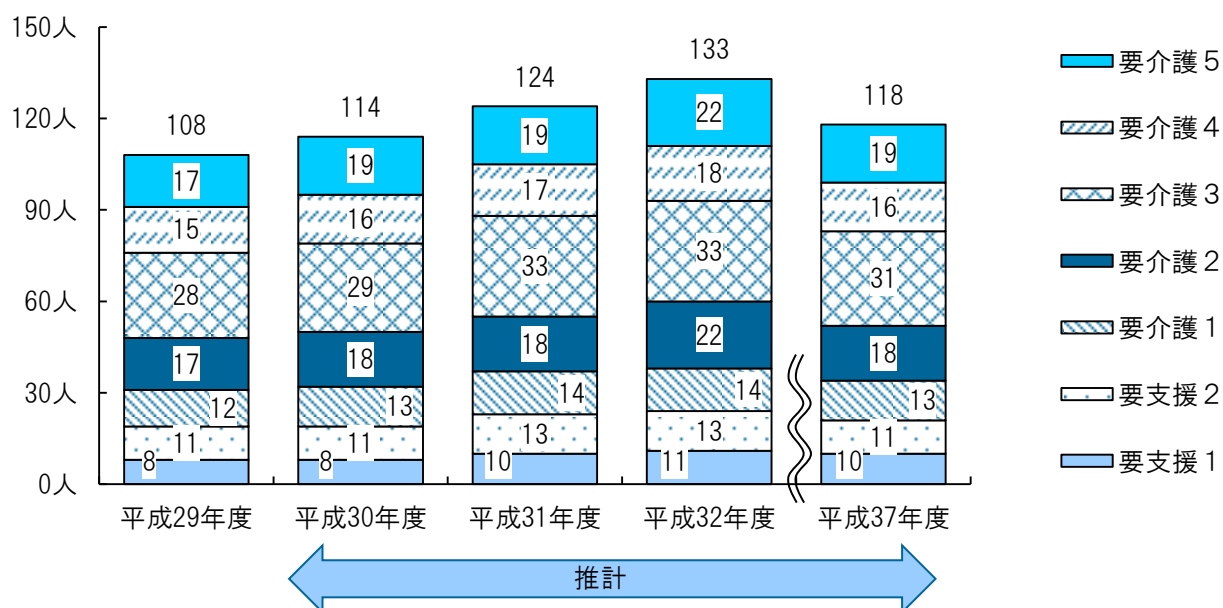


(2) 要支援・要介護認定者数の推計

平成30年度から平成32年度、平成37年度の要支援・要介護認定者数を次のように見込みます。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認定者数	108人	114人	124人	133人	118人
要支援 1	8人	8人	10人	11人	10人
要支援 2	11人	11人	13人	13人	11人
要介護 1	12人	13人	14人	14人	13人
要介護 2	17人	18人	18人	22人	18人
要介護 3	28人	29人	33人	33人	31人
要介護 4	15人	16人	17人	18人	16人
要介護 5	17人	19人	19人	22人	19人
認定率	20.8%	22.8%	25.3%	27.5%	28.0%

資料：見える化システム



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、これまで「豊かな生活ができる健康づくり」「生き生きと安心して生活ができる環境づくり」「社会全体で介護を支えるシステムづくり」を基本目標とし、基本理念である「健やかで共に支えあうまちづくり」の実現に向けて、各種福祉施策の展開を図ってきました。

今後は、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる推進、また、元気な高齢者をいかに増やしていくかが重要となります。

前回計画で構築した地域包括ケアシステムの更なる推進が重要と考え、本計画においては、前回計画の理念を踏襲し、以下を基本理念とします。

健やかで共に支えあうまちづくり

2. 日常生活圏域の設定

本町は、山梨県南部に位置し、昭和31年、南アルプスを源流とする早川流域に点在する6つの村が合併して誕生しました。

早川町は約370km²（東西に15.5km、南北に38km）と広大な面積を有し、多くの山に囲まれた自然豊かなまちです。

本町の日常生活圏域は、第6期計画と同様に、町内全体を1圏域と設定します。

3. 施策の体系

【基本理念】

健やかで共に支えあうまちづくり

第4章 介護予防・健康づくりの推進

- 1. 地域包括ケアシステムの推進
- 2. 介護予防の推進
- 3. 健康づくりの推進
- 4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

第5章 生きがいづくり・社会参加の促進

- 1. 就労支援の充実
- 2. 生涯学習の充実
- 3. スポーツ・レクリエーションの充実
- 4. 老人クラブ活動の促進

第6章 高齢者が住みやすいまちづくりの推進

- 1. 生活環境の整備
- 2. 防犯・防災、交通安全対策の推進
- 3. 地域における支えあい・助けあいの推進

第7章 高齢者支援サービスの充実

- 1. 生活支援サービスの充実
- 2. 権利擁護・虐待防止に向けた取り組み
- 3. 情報提供体制の充実
- 4. サービスの質の向上・確保

第8章 介護保険サービスの推進

- 1. 居宅サービスの充実
- 2. 施設サービスの充実
- 3. 地域密着型サービスの充実
- 4. 介護保険給付の適正化
- 5. 介護保険料の算出

第4章 介護予防・健康づくりの推進

1. 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現していくためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進していくことが必要です。そのためには、地域包括支援センターを中心に、支え手と受け手に分かれるのではなく、地域全体で高齢者を支える様々な支援を展開していく必要があります。

地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、地域で支える生活支援を充実させることで、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの拠点となる重要な機関です。地域包括支援センターの機能強化を図ることで、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

<施策の方向>

- ◆地域包括支援センターの人員確保や研修会等を通じた職員のスキルアップを図ります。
- ◆「早川町地域包括支援センター運営協議会」において、情報交換や意見交換を行い、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ◆社会福祉協議会をはじめとする関係団体等との連携強化を図ります。
- ◆各種専門職等で構成される地域ケア会議を開催することで、地域課題の把握に努めます。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域ケア会議	年間件数	0	0	12	12	12	12

(2) 在宅医療・介護の連携

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関や多職種協働等を通じて、医療機関と介護の連携を促進します。

<施策の方向>

- ◆峡南在宅医療支援センターへの委託を通じて実施します。

(3) 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予測されています。地域で認知症高齢者を支える体制や支援を確立することで、認知症となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できる体制を整備します。

①認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症専門医の指導のもとに、認知症の初期段階で認知症の人や家族を訪問し、包括的・集中的に支援して自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

＜施策の方向＞

◆ 峡南在宅医療支援センターへの委託を通じて実施します。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
認知症初期集中対象者	年間件数	-	-	0	1	1	1

②認知症地域支援推進員

認知症となっても住み慣れた地域で生活していけるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所等、地域の関係機関へつなぐ支援や、認知症の人と家族を支援する相談事業を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

＜施策の方向＞

◆ 認知症の人が地域で必要な医療や介護サービスを受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

◆ 認知症の人やその家族が専門的な相談のできる体制を整備します。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
認知症地域支援推進員	配置人員数	0	1	1	1	1	1

③認知症ケア向上推進事業

認知症の人やその家族、地域住民、専門職の交流を推進し、認知症の人やその家族を支える地域のつながりを強化します。また、医療と介護が相互の役割・機能を理解して総合的なケアにつなげていけるよう、認知症ケアに携わる多職種協働の研修会等の実施をめざします。更に、認知症地域支援推進員を中心に、関係機関の協力を得ながら、認知症ケア向上の取り組みを進めます。

＜施策の方向＞

◆ 認知症の早期発見・早期支援につながる体制の整備を図ります。

◆ 認知症について正しい理解が得られるよう、地域住民に対して、広報啓発活動を推進します。

(4) 地域で支える生活支援の充実

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、地域で高齢者を支える様々な支援を充実させる必要があります。高齢者の生活を支える支援を充実させることで、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防・生活支援を目的に、心身の状況、環境等の状況に応じて、自立性の向上を見込めるケアプランを作成し、サービス利用効果を分析・評価する総合的なマネジメントを行います。

＜施策の方向＞

◆ケアプランの評価・点検を行うことで、高齢者の自立支援を促進します。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防 ケアマネジメント事業	年間延人数	-	-	146	146	150	153

②総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、関係機関と連携を通じて、介護保険サービスだけにとどまらない様々な高齢者福祉に関する相談に対応できる体制を整備します。

＜施策の方向＞

◆関係機関との連携を強化し、多様化・複雑化する相談に対応できる相談員の育成及び体制整備に努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、関係機関等の地域における連携・協働の体制整備や、ケアマネジャーに対する支援を行います。

＜施策の方向＞

◆地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、様々な関係機関と連携しながら事業を展開します。

◆地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導や個別相談、困難事例への助言等を行います。

④生活支援体制整備事業

ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体と連携し、不足するサービスの開発や地域のニーズと活動のマッチングを図り、生活支援サービスの提供体制の整備を行う「生活支援コーディネーター」を配置することで、住民主体の助けあいを推進します。また、地域における見守りを推進するために、声かけ協力員の増員を図ります。

＜施策の方向＞

- ◆ボランティア、民間企業等様々な事業主体による生活支援サービス提供体制の構築をめざします。
- ◆生活支援コーディネーターの活動を支援することで、地域における助けあい・支えあいを促進します。
- ◆声かけ協力員の増員を図り、地域の見守り体制の強化を推進します。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
声かけ協力員	人数	50	52	55	55	55	55

⑤家族介護継続支援事業

家族介護者が交流する機会を提供することで、家族介護者の身体的・精神的な負担軽減を図ります。また、峡南地区認知症の人と家族の会や地区サロン等との連携を推進していきます。

＜施策の方向＞

- ◆家族介護者の実態把握を行います。
- ◆家族介護者のニーズを把握しながら、事業を実施していきます。
- ◆多くの家族介護者が参加できるよう、事業の周知に努めます。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
家族介護者交流事業	年間延回数	0	0	0	0	1	1

⑥地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④家庭内の事故等に夜間も随時対応できる通報体制の整備等を行います。

＜施策の方向＞

- ◆参加者のニーズを把握しながら、事業の充実を図ります。
- ◆事業の周知に努め、利用者の増加を図ります。

2. 介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、要支援・要介護状態となることを予防し、元気な高齢者を増やしていくことが必要です。そのためには、普段からの健康づくりに関する支援をはじめ、様々な介護予防事業を展開していくことが重要となります。

一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業といった総合事業の展開をはじめ、高齢者の健康づくりを支える支援の展開、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進していきます。

(1) 一般介護予防事業

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、要介護状態とならないよう、介護予防事業を展開していくことが重要です。参加者の心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の集いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や集いの場が継続的に拡大していけるよう、リハビリ職等を活かしながら、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進していきます。

①介護予防把握事業

相談事業等を通じて基本チェックリストを実施することで、支援が必要な高齢者や潜在的な介護予防事業対象者を把握します。

＜施策の方向＞

◆基本チェックリストの結果に応じて、適切な支援へとつなげます。

②介護予防普及啓発事業

栄養教室やリハビリ教室等の介護予防に関する各種運動教室や講座を開催することで、介護予防に関する普及・啓発活動を実施します。

＜施策の方向＞

◆参加者のニーズの把握を通じて、事業内容の充実を図ります。

◆多くの住民が参加できるよう、事業についての情報発信を行います。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
栄養教室の参加	年間延人数	34	11	35	35	35	35
リハビリ教室の参加	年間延人数	142	122	126	130	130	130

③地域介護予防活動支援事業

地域の高齢者や住民の交流の場として実施しているサロン活動や、高齢者の生活の質を高めることを目的とした地域活動の自主的な活動を、各種講座や研修会、情報提供などを通じて支援し、介護予防に関するボランティアの育成・支援を行います。

＜施策の方向＞

- ◆地域で高齢者が生きがいを持って生活できる居場所づくりに対する支援を充実していきます。

④地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へ派遣するなどして、地域における介護予防の取り組みの強化を図ります。

＜施策の方向＞

- ◆2025年（平成37年）に向けて実施を検討していきます。

⑤一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の達成状況等の検証を通じて、一般介護予防事業の評価を行い、その結果に基づき、事業の実施方法等の改善を図ります。

＜施策の方向＞

- ◆2025年（平成37年）に向けて実施を検討していきます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防の推進にあたっては、要介護認定者だけでなく、要支援認定者や潜在的に支援が必要な高齢者に対する生活支援サービスを提供することが重要です。

介護保険制度の改正に伴い、予防給付の訪問介護・通所介護サービスが、地域支援事業に移行しました。地域の実情に応じた多様な主体によるサービスを提供する環境を整備します。

①訪問型サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、従来の指定訪問介護事業所の訪問介護員が生活機能向上のための身体介護・生活援助を提供します。

＜施策の方向＞

- ◆利用者のニーズ把握を通じた事業の充実を図るとともに、2025年（平成37年）に向けた新たな事業展開を検討します。

②通所型サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、従来の指定通所介護事業所に通所し、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等の機能訓練等を行います。

＜施策の方向＞

- ◆利用者のニーズ把握を通じた事業の充実を図るとともに、2025年（平成37年）に向けた新たな事業展開を検討します。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防 生活支援サービス事業	年間延人数	-	-	161	162	168	171

3. 健康づくりの推進

高齢期になると、体力の低下等から疾病にかかりやすくなったり、回復に時間を要するようになりやすいため、日頃からの健康づくりが重要となります。また、疾病を早期に発見し、早期に治療につなげる体制の整備も必要です。

日頃から気軽に行える健康づくり活動の推進や健康診査等の受診促進等を通じて、高齢者の健康づくりを推進します。

<施策の方向>

- ◆特定健康診査や各種検診の受診を促進し、疾病の早期発見やその予防、早期治療につなげます。
- ◆健康相談、健康教育を通じて生活習慣病予防や様々な健康上の不安解消に努めます。
- ◆食生活改善推進員会等の地域における健康づくり活動を促進します。
- ◆広報やがん検診会場等、様々な機会を通じて、健康増進のための生活習慣改善の意識の高揚を図ります。
- ◆医師会との協力により、身近な場所でもかかりつけ医を確保できるように、かかりつけ医の重要性の啓発に努めます。
- ◆特定健康診査の受診後、特定保健指導を通じて生活習慣改善を支援し、生活習慣病の予防と健康増進につなげます。
- ◆歯科医師や歯科衛生士との連携のもと、8020運動（80歳で自分の歯が20本以上残るようにする取り組み）を推進します。

4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

介護保険制度は高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を続けることができるよう支援することや、要支援・要介護状態とならないように予防を行うこと等を理念としています。介護保険制度の持続可能性の維持や元気な高齢者を増やすためには、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進していくことが必要不可欠です。

<施策の方向>

- ◆住民やサービス提供事業所、社会福祉協議会等の様々な機関と連携し、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進していきます。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
リハビリ教室の参加	年間延人数	142	122	126	130	130	130
サロンの増設	箇所	0	0	0	1	1	1
ケアプランの確認	年間延件数	0	0	20	全件	全件	全件

第5章 生きがいきづくり・社会参加の促進

1. 就労支援の充実

就労は高齢者の経済的な基盤の安定につながるだけでなく、生きがいきづくりや社会参加にもつながります。また、人口減少や生産年齢人口の減少が進行する中、高齢者は町内の産業を支える重要な担い手でもあります。

シルバー人材センター等の関係機関との連携や情報発信を通じて、高齢者の就労支援を充実させます。

<施策の方向>

- ◆シルバー人材センターとの連携を強化するとともに、高齢者が就業の機会を得られるよう、職種拡大のための支援や情報提供等を実施します。
- ◆シルバー人材センターをはじめとする町内の求人についての情報発信を行います。
- ◆高齢者の就労の重要性・必要性の広報を行います。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録人数	人	7	7	7	7	7	7
委託事業収入	千円	591	385	1,020	700	700	700

2. 生涯学習の充実

生涯学習活動は高齢者の充実した生活や生きがいにつながるとともに、高齢者が持つ知恵や技能、豊かな経験を若い世代や地域に伝えることにもつながります。

関係機関と連携した事業内容の充実や学習機会の提供を推進するとともに、高齢者が生涯学習活動の指導者として活躍できるような体制も整備していきます。

<施策の方向>

- ◆寿さわやか大学をはじめとするまちづくり・健康増進・防犯等の様々な内容を学べる学習機会の提供に努めます。
- ◆高齢者が指導者として自らの知識、経験、技術等を若い世代や地域に伝えられる環境を整備します。
- ◆生涯学習の開催日程や開催情報等を、広報等を活用して住民に伝えます。
- ◆個人や地域を取り巻く様々な分野の関係機関との連携を強化し、情報の収集や事業の企画・運営に努めます。
- ◆参加者のニーズ把握に努め、事業内容の充実を図ります。

3. スポーツ・レクリエーションの充実

スポーツ・レクリエーション活動は、高齢者の心身の健康につながるため、介護予防にも効果があります。

現在実施している事業の充実を図りながら、趣味の多様化に合わせた新たなスポーツ・レクリエーションを展開することで、高齢者のニーズに応じたスポーツ・レクリエーションの充実を図ります。

<施策の方向>

- ◆参加者や住民のニーズ把握に努め、事業内容の充実や新たなスポーツ・レクリエーションの展開を検討します。
- ◆老人クラブや関係機関と連携し、大会やイベントを充実させます。
- ◆スポーツ・レクリエーションに関する情報を、広報誌等を活用して広く住民に伝えます。

4. 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、高齢者による自主的な組織であり、高齢者の心身の健康づくりや地域におけるまちづくりにおいて大きな役割を果たしているといえます。

近年、老人クラブの加入数の減少、担い手の確保等、様々な課題がありますが、地域住民のニーズを捉えながら、老人クラブ活動を支援していきます。

<施策の方向>

- ◆老人クラブの活動や役割を広く住民に伝えることで、若い世代をはじめとした積極的な加入を促進します。
- ◆地域の高齢者がやりがいを持ち、地域の実情に合った活動が展開できるよう支援します。
- ◆住民や参加者のニーズ把握に努め、ニーズに応じた活動を支援します。

事業名	内容等	時期	参加人数
総会	総会	4月	66人
グラウンドゴルフ大会	グラウンドゴルフ大会	4月	41人
健康旅行	1泊で旅行	6月	40人
社会奉仕の日	環境美化活動（草刈等）	9月	183人
いきいきねりんピック	グラウンドゴルフ等に参加	9月	13人
早老連ゲートボール大会	町内の大会に参加	10月	16人
県老連グラウンドゴルフ大会	山梨県の大会に参加	11月	6人
新年互礼会	新年互礼会	1月	34人
峡南地区高齢者作品展見学会	峡南地区高齢者作品展を見学	1月	44人
友愛訪問	家に訪問し声かけ等	3月	21人

資料：社会福祉協議会（平成28年度）

第6章 高齢者が住みやすいまちづくりの推進

1. 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、外出しやすい福祉の考え方に基づいたまちづくりや、生活しやすい住環境の整備が必要です。また、高齢期には、体力の低下等から閉じこもりがちになる傾向もあるため、高齢者が気軽に外出できるような支援を行うことも重要です。

ユニバーサルデザインの推進や、住宅改修、移動支援等を充実させることで、生活環境の整備を図ります。

<施策の方向>

- ◆公共施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。
- ◆介護保険制度の住宅改修事業等を活用し、日常生活における負担軽減や安全に生活できる住まいづくりを推進します。
- ◆安全で利用しやすい移動環境を整備するために、近隣市町と連携した広域的な整備を県に要請します。
- ◆早川町乗合バス等の移動に関する支援の充実に努めるとともに、周知も行います。

2. 防犯・防災、交通安全対策の推進

安全・安心な生活環境は、誰もが必要とする生活の基盤であるといえます。しかし、大規模地震をはじめとする自然災害の発生や高齢者等を対象とした振り込め詐欺が多発しているのが現状です。また、安全に高齢者が通行するためには交通安全対策も必要不可欠です。

防犯や防災、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、緊急時における支援体制の整備を通じて、防犯・防災・交通安全対策を推進します。

<施策の方向>

- ◆警察や消防等の関係機関と協力し、防犯や防災に関する情報を広報誌や自治会組織を通じて発信します。
- ◆警察や消防、地域との連携を強化し、地域で振り込め詐欺や消費者被害等の犯罪防止に取り組みます。
- ◆避難行動要支援者名簿の整備等を通じて、災害時や緊急時に安全に高齢者が避難できる体制を整備します。
- ◆交通指導員等の関係機関と連携し、交通安全教育を推進します。
- ◆道路やカーブミラー、照明灯の整備を通じて、高齢者が安全に外出できる移動環境を整備します。

3. 地域における支えあい・助けあいの推進

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、見守り活動等をはじめとする地域における支えあい・助けあいが必要不可欠です。また、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、役割の重要性が増しているボランティアの存在も重要です。

地域福祉の意識の推進を通じた支えあい・助けあいの推進や、地域におけるボランティア活動の活性化を図ります。

<施策の方向>

- ◆地域住民、民間企業等との連携を強化し、地域における見守り活動を推進します。
- ◆地域の福祉活動への参加に対する住民の意識が高まるよう、情報提供や各種講座を実施します。
- ◆地域活動やボランティア活動の活動拠点となるよう、総合福祉センターの会議室を活用します。
- ◆ボランティア同士の連携を促進するために、ボランティア交流会等を実施します。
- ◆ボランティアの活動やそのPRについて支援を行います。
- ◆幅広い世代に福祉に関する啓発を行うことで、福祉に対する理解を深めます。
- ◆高齢者が地域活動に参加しやすい環境を整備することで、高齢者のボランティア活動への参加を促進します。

第7章 高齢者支援サービスの充実

1. 生活支援サービスの充実

(1) 高齢者生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を自立して送ることができるよう、生活支援に関わるサービスを展開します。

①緊急通報体制等整備事業（ふれあいペンダント）

65歳以上の一人暮らしの高齢者や虚弱な高齢者等が、住み慣れた場所で安心して生活を送るため、在宅中の急病などの緊急時に、押しボタン式の通報システムで自動的に山梨県安心安全見守りセンターに通報し、119番通報等必要な対応に繋がられる装置を自宅に設置します。また、健康面等の悩みごとにも相談できます。この際、事前にかかりつけ医や家族等の連絡先などの情報を登録しておき、通報があった場合すみやかに適切な対応ができるようにします。

<施策の方向>

- ◆サービスの周知を通じて、利用者の増加を図ります。
- ◆利用方法についての周知を行います。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
緊急通報体制等整備事業	年間実人数	9	8	14	16	18	20

②日常生活用具貸出等事業

町内在住で、寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者、疾病等により身体が虚弱な高齢者など身体又は精神上的の障害があって日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し日常の便宜を図り、自立を支援するとともに社会参加を促進し、福祉の増進を図ります。

<施策の方向>

- ◆サービスの周知を通じて、利用者の増加を図ります。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日常生活用具貸出等事業	年間実人数	2	2	2	2	2	2

③福祉タクシー

高齢者等の町内における出張診療所等への通院を支援するため、福祉タクシーを運行し、利用料金を免除します。3路線運行しており、2路線が月2回、1路線が月1回の運行となります。

＜施策の方向＞

◆サービス内容や利用方法・要件についての周知を行います。

④外出支援サービス事業

要配慮高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、外出支援サービスを提供することにより、高齢になっても住み慣れたふるさと早川町で引き続き生活していけるよう支援し、在宅の高齢者に対する寝たきり予防や総合的な保健福祉の向上のために行います。

＜施策の方向＞

◆サービス内容や利用方法・要件についての周知を行います。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
外出支援サービス事業	年間実人数	3	5	8	8	8	8
	延利用回数	9	26	46	50	50	50

⑤訪問理美容サービス

身体状況、地域事情及び交通事情により、理容院や美容院に出向くことが困難な在宅高齢者に対して、理容師等が高齢者の自宅等を訪問し、理美容サービスを提供することにより在宅高齢者の生活の質の向上を図るために行います。

＜施策の方向＞

◆サービス内容や利用方法・要件についての周知を行います。

◆サービス提供事業所の確保に努めます。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問理美容サービス	年間実人数	2	2	1	2	2	2

(2) 高齢者住居支援事業

居宅において養護を受けることが困難な方や自立した生活が困難な方等に対し、入所を支援します。

①養護老人ホーム

老人福祉法に基づき、居宅において養護が困難な方に対し、行政の審査により入所を支援します。

＜施策の方向＞

◆近隣市町と調整を行いながら、事業を展開していきます。

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
養護老人ホーム	利用者数	9	8	8	8	8	8

2. 権利擁護・虐待防止に向けた取り組み

高齢化の進行に伴い、判断力に不安のある高齢者や支援が必要な高齢者の増加が予想されています。このような中で、高齢者の権利を守るための支援が必要となるといえます。また、高齢者の虐待も社会問題となっており、適切な対応が求められています。

高齢者の権利を守り、虐待を防止する施策の展開を図っていきます。

＜施策の方向＞

- ◆福祉サービスの利用の援助や日常の金銭管理を支援するため、社会福祉協議会と連携して日常生活自立支援事業を進めます。
- ◆成年後見制度についての周知を行うとともに、利用を支援していきます。
- ◆虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関及び民間団体等との連携を強化します。

3. 情報提供体制の充実

必要な人が必要なサービスを受けるためには、高齢者福祉に関するサービス内容を住民にわかりやすく伝える必要があります。また、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムを推進していくためには、高齢者だけではなく、幅広い世代に高齢者支援に関する情報を提供していくことが重要です。

様々な媒体の活用や地域組織との連携を通じて、情報提供体制の充実を図ります。

＜施策の方向＞

- ◆広報誌やホームページ等で、高齢者福祉に関する情報提供を行います。
- ◆施設や公民館等へポスター、パンフレットを配布し、施設利用者への周知を行います。
- ◆民生委員、地域包括支援センター等と連携した情報提供を行います。
- ◆情報提供にあたっては、受け手にとってわかりやすい内容となるように工夫を行います。
- ◆住民が選択的に介護事業者を選べるように、介護事業者の提供サービス等の情報を町のホームページで提供できるよう検討していきます。
- ◆介護事業者の情報開示が義務付けられていることから、住民にわかりやすい情報開示を働きかけます。
- ◆相談時における適切な情報提供を促進するとともに、民生委員や各種相談員を活用した情報提供等を検討していきます。

4. サービスの質の向上・確保

高齢者福祉に関するサービスは、高齢者の生活を支える必要不可欠なものであり、サービスの質の向上・確保に努めていかなければなりません。介護保険サービスについては、サービス利用者と提供者の契約により利用できる制度であり、利用者の不利益とならないよう支援していくことも必要です。また、福祉に携わる人材の確保については、本町だけではなく、全国的な問題となっているため、急務の課題であるといえます。

＜施策の方向＞

- ◆事例研修や意見交換会等を通じて、ケアマネジャーの質の確保・向上を促進します。
- ◆介護サービス事業者の第三者評価等をはじめとするサービスの情報開示を促進し、利用者への情報提供とサービスの質の向上を図ります。
- ◆高齢者福祉に関わるサービスに従事する人材を確保するために、研修会や勉強会を実施します。

第8章 介護保険サービスの推進

1. 居宅サービスの充実

(1) サービスの種類

居宅サービスには次の種類があります。

居宅サービス	介護予防サービス
訪問介護	介護予防訪問入浴介護
訪問入浴介護	介護予防訪問看護
訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導
居宅療養管理指導	介護予防通所リハビリテーション
通所介護	介護予防短期入所生活介護
通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護（老健）
短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護（病院等）
短期入所療養介護（老健）	介護予防福祉用具貸与
短期入所療養介護（病院等）	特定介護予防福祉用具購入費
福祉用具貸与	介護予防住宅改修費
特定福祉用具購入費	介護予防特定施設入居者生活介護
住宅改修費	介護予防支援
特定施設入居者生活介護	
居宅介護支援	

(2) サービスの特徴

居宅サービスの特徴は次のとおりです。

	居宅サービス	介護予防サービス
サービスの対象者	要介護者（要介護1～要介護5）	要支援者（要支援1・要支援2）
サービスの目的	状態保持改善・重度化防止	介護予防
ケアプランの作成	事業所ケアマネジャーまたは本人	地域包括支援センター

(3) 居宅サービスの見込み

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問介護	年間延人数	89	118	118	144	144	144
訪問入浴介護	年間延回数	9	40	191	37	37	37
訪問看護	年間延回数	65	51	52	50	54	58
訪問リハビリテーション	年間延回数	20	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	年間延人数	15	25	13	24	24	24
通所介護	年間延人数	193	241	114	144	156	180
通所リハビリテーション	年間延人数	0	3	2	12	12	12
短期入所生活介護	年間延日数	157	296	763	382	382	382
短期入所療養介護(老健)	年間延日数	89	103	66	103	103	103
短期入所療養介護(病院等)	年間延日数	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	年間延人数	65	114	123	120	120	120
特定福祉用具購入費	年間延人数	2	2	0	0	0	0
住宅改修費	年間延人数	0	3	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	月平均人数	1	1	0	2	2	2
居宅介護支援	年間延人数	264	367	409	348	348	348

(4) 介護予防サービスの見込み

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防訪問入浴介護	年間延回数	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年間延回数	33	17	0	1	2	4
介護予防訪問リハビリテーション	年間延回数	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	年間延人数	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	年間延人数	1	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	年間延日数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	年間延日数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	年間延日数	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年間延人数	25	35	25	36	36	36
特定介護予防福祉用具購入費	年間延人数	1	2	1	12	12	12
介護予防住宅改修費	年間延人数	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	年間延人数	139	162	46	156	192	192

2. 施設サービスの充実

(1) サービスの種類

施設サービスには次の種類があります。

施設サービス
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護医療院 介護療養型医療施設（介護療養病床）

(2) サービスの特徴

施設サービスの特徴は次のとおりです。

	施設サービス
サービスの対象者	要介護者（要介護１～要介護５） 介護老人福祉施設への新規入所は、平成27年度以降、原則として要介護３以上

(3) サービスの見込み

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護老人福祉施設	月平均人数	11	12	12	12	12	12
介護老人保健施設	月平均人数	11	9	8	9	9	10
介護医療院	月平均人数	-	-	-	0	1	1
介護療養型医療施設	月平均人数	0	0	0	0	0	0

3. 地域密着型サービスの充実

(1) サービスの種類

地域密着型サービスには次の種類があります。

地域密着型サービス	サービス内容	要介護者の利用	要支援者の利用
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を実施	○	×
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施	○	×
認知症対応型通所介護	認知症の方に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）	○	○
小規模多機能型居宅介護	25名程度が登録し、様態に応じて15名程度が通い（デイサービスや訪問介護）、5～9名程度に泊まり（ショートステイ）のサービスを実施	○	○
認知症対応型共同生活介護	認知症の方が居住するグループホーム（1ユニット9人）	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）	○	×
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム	○	×
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供	○	×
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模な事業所が提供する通所介護（デイサービス）	○	-

(2) 地域密着型サービスの見込み

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年間延回数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	月平均人数	1	1	2	2	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月平均人数	28	28	31	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年間延人数	0	60	228	144	156	168

(3) 地域密着型介護予防サービスの見込み

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防認知症対応型通所介護	年間延回数	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0

(4) 必要利用定員総数

		実績		見込	計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	29	29	29	29	29	29

4. 介護保険給付の適正化

介護給付等費用適正化事業は、不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備と介護給付費の適正化を図るものです。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定の新規、更新、変更に係る認定調査内容について、判断基準に照らして点検を行います。

	実績		見込	計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
認定調査の結果についての 保険者による点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件

(2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の内容について、点検及び助言・指導を行います。

	実績		見込	計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
ケアプランの点検	0	0	20	25	25	30

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修費申請時に、改修理由の確認や利用者の居宅訪問、工事見積書の点検を行い、利用者の状態にあった改修が行われているかの確認を行います。また、購入した福祉用具が利用者の状態にあっているか、利用方法や利用状況の点検を行います。

	実績		見込	計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
住宅改修の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会介護給付適正化システムから提供される「医療情報との突合」「縦覧点検」情報について点検を行います。

	実績		見込	計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
医療情報との突合・縦覧点検	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回

(5) 介護給付費通知

利用者本人（又は家族）に対して、利用したサービスの内容、費用額及び給付額等を記載した通知を定期的に送付します。

	実績		見込	計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護給付費通知	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回

5. 介護保険料の算出

(1) 介護給付費

介護給付費は、要介護1～5を対象とした介護サービスについて、総費用の1割から3割を自己負担、9割から8割を介護保険会計から給付するものです。要介護度別に推計した見込み量と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別の単価を乗じて推計します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
居宅サービス				
訪問介護	5,834,000円	5,837,000円	5,837,000円	17,508,000円
訪問入浴介護	429,000円	430,000円	430,000円	1,289,000円
訪問看護	392,000円	421,000円	449,000円	1,262,000円
訪問リハビリテーション	0円	0円	0円	0円
居宅療養管理指導	455,000円	455,000円	455,000円	1,365,000円
通所介護	10,750,000円	11,464,000円	13,470,000円	35,684,000円
通所リハビリテーション	196,000円	196,000円	196,000円	588,000円
短期入所生活介護	2,772,000円	2,773,000円	2,773,000円	8,318,000円
短期入所療養介護（老健）	1,028,000円	1,028,000円	1,028,000円	3,084,000円
短期入所療養介護（病院等）	0円	0円	0円	0円
福祉用具貸与	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	4,800,000円
特定福祉用具購入費	0円	0円	0円	0円
住宅改修費	0円	0円	0円	0円
特定施設入居者生活介護	3,580,000円	3,581,000円	3,581,000円	10,742,000円
居宅介護支援	4,980,000円	4,989,000円	4,989,000円	14,958,000円
施設サービス				
介護老人福祉施設	36,857,000円	36,874,000円	36,874,000円	110,605,000円
介護老人保健施設	29,273,000円	29,286,000円	32,719,000円	91,278,000円
介護医療院	0円	4,395,000円	4,395,000円	8,790,000円
介護療養型医療施設	0円	0円	0円	0円
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0円	0円	0円	0円
夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円
認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
認知症対応型共同生活介護	6,247,000円	6,250,000円	6,250,000円	18,747,000円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	92,000,000円	92,041,000円	92,041,000円	276,082,000円
看護小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
地域密着型通所介護	12,487,000円	13,246,000円	14,789,000円	40,522,000円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(2) 介護予防給付費

介護予防給付費は、要支援1～2を対象とした介護予防サービスについて、総費用の1割から3割を自己負担、9割から8割を介護保険会計から給付するものです。要介護度別に推計した見込み量と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別の単価を乗じて推計します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
介護予防訪問看護	6,000円	13,000円	19,000円	38,000円
介護予防訪問リハビリテーション	0円	0円	0円	0円
介護予防居宅療養管理指導	0円	0円	0円	0円
介護予防通所リハビリテーション	0円	0円	0円	0円
介護予防短期入所生活介護	0円	0円	0円	0円
介護予防短期入所療養介護（老健）	0円	0円	0円	0円
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0円	0円	0円	0円
介護予防福祉用具貸与	313,000円	313,000円	313,000円	939,000円
特定介護予防福祉用具購入費	194,000円	194,000円	194,000円	582,000円
介護予防住宅改修費	0円	0円	0円	0円
介護予防特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
介護予防支援	707,000円	865,000円	865,000円	2,437,000円
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
介護予防小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0円	0円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(3) 総給付費

介護予防給付費と介護給付費を合わせた総給付費は、3年間で6億5千万円程度を見込みます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防給付費	1,220,000円	1,385,000円	1,391,000円	3,996,000円
介護給付費	208,880,000円	214,866,000円	221,876,000円	645,622,000円
総給付費	210,100,000円	216,251,000円	223,267,000円	649,618,000円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(4) 標準給付費

食費・居住費の自己負担を軽減する「特定入所者介護サービス費等」、1か月の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費等」、医療と介護の両方を利用した場合に自己負担を軽減する「高額医療合算介護サービス費等」、認定審査時にかかる「算定対象審査支払手数料」を総給付費に加えて、全体額となる「標準給付費」を算出します。介護報酬の改定や利用料の2割・3割負担の方の状況等を考慮し、3年間で7億5千万円程度を見込みます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額	239,942,593円	248,634,791円	258,551,488円	747,128,872円
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	210,071,820円	218,802,131円	228,577,720円	657,451,671円
総給付費	210,100,000円	216,251,000円	223,267,000円	649,618,000円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	28,180円	43,881円	47,688円	119,749円
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0円	2,595,012円	5,358,408円	7,953,420円
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	20,389,884円	19,465,155円	18,574,049円	58,429,088円
特定入所者介護サービス費等給付額	20,389,884円	19,465,155円	18,574,049円	58,429,088円
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0円	0円	0円	0円
高額介護サービス費等給付額	7,689,996円	8,136,621円	8,609,186円	24,435,803円
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,617,873円	2,057,864円	2,617,513円	6,293,250円
算定対象審査支払手数料	173,020円	173,020円	173,020円	519,060円
審査支払手数料一件あたり単価	82円	82円	82円	-
審査支払手数料支払件数	2,110件	2,110件	2,110件	6,330件
審査支払手数料差引額	0円	0円	0円	0円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(5) 地域支援事業費

地域支援事業費は、保険給付費（介護給付費＋介護予防給付費＋特定入所者介護サービス費等＋高額介護サービス費等）に対する割合の上限が決められています。本町ではこの上限とこれまでの実績を踏まえ、地域支援事業費が保険料にも影響を及ぼすことを考慮し、3年間で約4千万円を見込みます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費	11,892,963円	12,852,259円	13,907,485円	38,652,707円
介護予防・日常生活支援総合事業費	9,592,963円	10,552,259円	11,607,485円	31,752,707円
包括的支援事業・任意事業費	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	6,900,000円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(6) 第1号被保険者負担分相当額

第1号被保険者負担分相当額は、標準給付費と地域支援事業費の合計に第7期の第1号被保険者負担割合を乗じたものです。本町では3年間で約1億8千万円を見込みます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費	239,942,593円	248,634,791円	258,551,488円	747,128,872円
地域支援事業費	11,892,963円	12,852,259円	13,907,485円	38,652,707円
第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	-
第1号被保険者負担分相当額	57,922,178円	60,142,022円	62,665,564円	180,729,763円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(7) 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、第1号被保険者負担分相当額に調整交付金相当額を加え、調整交付金見込額と準備基金取崩額を引いたものです。3年間で約9千万円を見込みます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者負担分相当額	57,922,178円	60,142,022円	62,665,564円	180,729,763円
調整交付金相当額	12,476,778円	12,959,353円	13,507,949円	38,944,079円
▲調整交付金見込額	32,015,000円	32,917,000円	33,230,000円	98,162,000円
財政安定化基金拠出金見込額	-	-	-	0円
財政安定化基金償還金	-	-	-	0円
▲準備基金取崩額	-	-	-	30,080,000円
審査支払手数料差引額	0円	0円	0円	0円
市町村特別給付費等	0円	0円	0円	0円
市町村相互財政安定化事業負担額	-	-	-	0円
▲市町村相互財政安定化事業交付額	-	-	-	0円
保険料収納必要額	-	-	-	91,431,842円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(8) 所得段階別第1号被保険者数

第1号被保険者の保険料は、低所得者の負担を軽減するために所得に応じた段階に区分して徴収しています。本町では国の基準である9段階で算定し、低所得者層の負担軽減を図ります。

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		合計		基準額 に対する割合
第1段階	134人	26.7%	132人	26.9%	130人	26.9%	396人	26.8%	0.50
第2段階	70人	14.0%	68人	13.8%	68人	14.0%	206人	14.0%	0.75
第3段階	64人	12.8%	63人	12.8%	62人	12.8%	189人	12.8%	0.75
第4段階	36人	7.2%	36人	7.3%	35人	7.2%	107人	7.2%	0.90
第5段階	48人	9.6%	46人	9.4%	46人	9.5%	140人	9.5%	1.00
第6段階	58人	11.6%	56人	11.4%	56人	11.6%	170人	11.5%	1.20
第7段階	52人	10.4%	51人	10.4%	50人	10.3%	153人	10.4%	1.30
第8段階	19人	3.8%	19人	3.9%	18人	3.7%	56人	3.8%	1.50
第9段階	20人	4.0%	20人	4.1%	19人	3.9%	59人	4.0%	1.70
合計	501人	100.0%	491人	100.0%	484人	100.0%	1,476人	100.0%	-

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。



所得段階別加入割合補正

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
所得段階別加入割合補正後被保険者数	448人	439人	432人	1,318人

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(9) 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料は、本人や世帯の所得等をもとに、高齢者の負担能力に応じて設定されます。第6期は5,750円が基準月額保険料でした。第7期の第1号被保険者の保険料基準額は5,900円となります。これは、平成32年度まで同一の額になります。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
保険料収納必要額	-	-	-	91,431,842円
保険料収納率	-	-	-	98.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数	-	-	-	1,318人
月数	-	-	-	12か月
保険料基準額（月額）	-	-	-	5,900円

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(10) 所得段階別第1号被保険者の第7期介護保険料

本町の第1号被保険者の保険料基準額は5,900円となりますが、実際に支払っていただく額は、下記のとおり所得の状況等によって異なります。

また、平成27年度から第1段階の方の負担割合は0.45になり、不足分は国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担しています。あわせて、消費税10%の増税に伴い、第1から第3段階の低所得者層の方については、公費による新たな負担軽減策が行われる予定です。

所得段階	対象者	基準 月額	負担 割合
第1段階	世帯全員が市区町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,900円	×0.50 (0.45)
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人		×0.75
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で第2段階以外の人		×0.75
第4段階	本人が市区町村民税非課税で世帯に市区町村民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人		×0.90
第5段階	本人が市区町村民税非課税で世帯に市区町村民税課税者がいる人で、第4段階以外の人		×1.00
第6段階	本人が市区町村民税課税で合計所得金額が120万円未満の人		×1.20
第7段階	本人が市区町村民税課税で合計所得金額が120万円以上の人		×1.30
第8段階	本人が市区町村民税課税で合計所得金額が200万円以上の人		×1.50
第9段階	本人が市区町村民税課税で合計所得金額が300万円以上の人		×1.70

早川町高齢者保健福祉計画
第7期早川町介護保険事業計画

発行日 平成30年3月
発 行 早川町
編 集 早川町 福祉保健課

〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758番地
T E L : 0556-45-2363 F A X : 0556-20-5000
